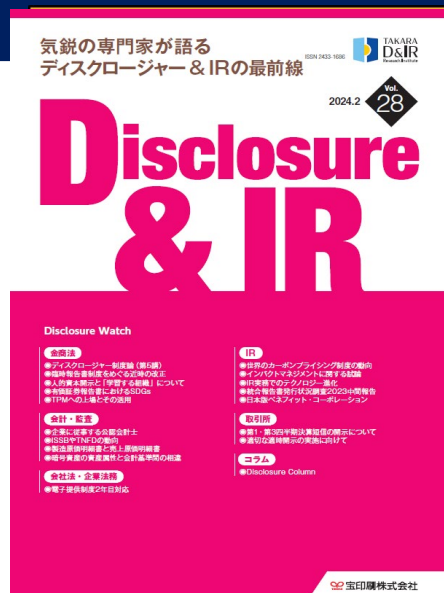


気鋭の専門家が語る
ディスクロージャー & IRの最前線

Disclosure & IR Vol.28

● 2024年2月16日(金)最新号発行 ●



Disclosure & IR 誌は、総務、経理、IRなど、企業の情報開示を担う各ご担当者様をサポートする最新情報を満載したディスクロージャー専門誌として年4回刊行しています。

一部書店でも販売しておりますが、TAKARA&COMPANYグループのお客様には無料でご提供させていただいておりますので、弊社担当営業にお申し付けください。

また、e-Disclosure Club Premium会員の方は、e-Disclosure Club WEBサイトからも無料でお読みいただけますので、ぜひご活用ください。

Disclosure & IR Vol.28 Contents

Disclosure Watch

◆金商法◆

- ◎ディスクロージャー制度論（第5講）
- ◎臨時報告書制度をめぐる近時の改正
- ◎人的資本開示と「学習する組織」について
- ◎有価証券報告書におけるSDGs
- ◎TPMへの上場とその活用

◆会計・監査◆

- ◎企業に従事する公認会計士
- ◎ISSBやTNFDの動向
- ◎製造原価明細書と売上原価明細書
- ◎暗号資産の資産属性と会計基準間の相違

◆会社法・企業法務◆

- ◎電子提供制度2年目対応

◆IR◆

- ◎世界のカーボンプライシング制度の動向
- ◎インパクトマネジメントに関する試論
- ◎IR実務でのテクノロジー進化
- ◎統合報告書発行状況調査2023中間報告
- ◎日本版ベネフィット・コーポレーション

◆取引所◆

- ◎第1・第3四半期決算短信の開示について
- ◎適切な適時開示の実施に向けて

◆コラム◆

- ◎Disclosure Column

金商法

ディスクロージャー制度論（第5講）

株式会社宝印刷 D & I R 研究所顧問 平松 朗

今回は、金融商品取引法の基礎概念のうち、募集・売出し概念を取り上げます。募集・売出し概念は、金融商品取引法下のディスクロージャー制度の適用範囲を画する重要な概念のひとつです。開示規制だけでなく業規制、行為規制、不公正取引規制などの各種制度の根幹を構成する概念でもあります。今回は主に金融商品取引法第2条第3項の募集概念について解説します。また、募集・売出し概念の構成要素である勧誘概念についても言及します。

臨時報告書制度をめぐる近時の改正（財務上の特約に関する提出事由の追加）

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士・公認会計士 中村 慎二

2023年12月22日に公布された「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、臨時報告書の提出事由として「財務上の特約」（いわゆる財務コベナンツ）の付された社債の発行／ローン契約の締結等が追加された。本改正が実務に及ぼす影響の大きさに配慮し、本改正の施行は2025年4月1日とされ、さらに一定の適用猶予措置も講じられている。本稿では、臨時報告書の提出事由の概要とその意義について私見を述べることにしたい。

人的資本開示と「学習する組織」について～メンタル・モデルの重要性～

株式会社宝印刷 D & I R 研究所 主任研究員 公認会計士 綿貫 吉直

2023年3月期より有価証券報告書において記載が求められることとなった「サステナビリティに関する考え方及び取組」については、記載に悩まされた会社も多くあったと推察される。本稿では、その中の人的資本関係の開示に関連して、「リスク」や「学び直し」を「組織や個人としての学習」という観点で改めて問い直し、その一つの重要な要素としてのメンタル・モデルに焦点を当てている。

有価証券報告書におけるSDGsの記載状況の開示事例分析2023

株式会社宝印刷 D & I R 研究所 主任研究員 公認会計士 川島 直樹

SDGsへの貢献や関連する活動などを有価証券報告書に記載するケースはこの数年で増えてきており、JPX日経インデックス400（2023年12月現在）の3月末決算の日本基準適用会社（297社）を対象に、有価証券報告書にどのように記載しているか調査し、17の目標を自社の取り組みに関連付けて記載している好事例を紹介しています。

TPMへの上場とその活用

宝印刷株式会社 執行役員 J-Adviser室部長 公認会計士 鎌田 浩嗣

TOKYO PRO Market（以下、「TPM」）が活況を呈しています。TPMはその名の通り、「プロ投資家」向け市場です。残念ながら、流動性はほとんどない市場ですが、企業にとってさまざまな上場メリットを享受することができ、また、TPM上場を成長に結びつけ、一般市場へとステップアップ上場を果たす企業が年々増加しています。

本稿では、TPMの特徴を概観しながら、一般市場への上場との相違や上場準備におけるポイント、TPM上場の活用法について考察します。なお、本稿のうち意見に関する部分については、筆者の個人的意見であることを申し添えます。

会計・監査

企業に従事する公認会計士（組織内会計士・社外役員会計士）に対する制度上の課題と展望

JBAグループ グループCEO 公認会計士 脇 一郎

近年、ますます増え続ける企業に従事する公認会計士（組織内会計士・社外役員会計士）だが、実はまだまだ法的には未整備と言ってよい。それでは、法的に未整備である点は何か、なぜ法的に整備する必要があるのか、その先に見据える「公認会計士の存在価値」は何か、組織内会計士歴の長い筆者が考察してみる。なお、当執筆内の見解などについては、あくまで筆者の個人的な見解であること、また特定の組織の見解でもないことを予め明示する。

ISSBやTNFDの動向と日本企業への影響

大和総研金融調査部 藤野 大輝

国際的・統一的なサステナビリティ情報開示の基準を策定するために、2021年11月にISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が設立され、2023年6月に最初の基準としてIFRS S1、IFRS S2が公表されました。また、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は2023年9月に開示基準であるTNFD提言とそれに係るガイダンスを公表しています。現状、これらの基準の適用は任意ですが、将来的に有価証券報告書での開示が義務化される可能性も想定され、準備を進めていくことが望ましいと考えられます。

製造原価明細書と売上原価明細書－わが国の開示状況と国際的な会計基準の動向－

早稲田大学 大学院会計研究科 教授 秋葉 賢一

国際的な会計基準では、連結ベースで、わが国の製造原価明細書や売上原価明細書と同様の形態別費用の情報開示が議論されている。特に、人件費の開示は、サステナビリティ情報のうち人的資本に関する開示の第一歩となるものであり、わが国でも導入すべきであろう。

暗号資産の資産属性と会計基準間の相違

駒澤大学 准教授 李 焱

本稿では、暗号資産を取り巻く諸概念および関連規定を整理するとともに、国際基準、米国基準、日本基準における暗号資産に関する会計処理を確認し、各会計基準における暗号資産の資産属性や会計処理の論拠等を検討した。国際基準は暗号資産を無形資産と解しており、米国基準は形式的には無形資産としながらも期末時価評価とし、日本基準は暗号資産を既存の資産属性に当てはまらない新たな資産であるとして、時価評価のうえで評価差額を純利益に含めることにしているという三者三様の現状を明らかにした。そして、そのような相違が生じている理由を無形資産に着目して考察し、各会計基準の無形資産に対する考え方が異なっていることが起因していることを指摘した。さらに、金融商品取引法の規制対象になった暗号資産のデリバティブ取引について、それをヘッジ目的で用いる場合、どのような問題が起きうるのかの考察を行った。

会社法・企業法務

電子提供制度2年目対応株主総会招集通知作成のポイント

宝印刷株式会社 ディスクロージャー 研究二部研究課課長 新見 麻里子

2023年3月1日以降に開催される上場会社等の株主総会より、株主総会資料の電子提供制度が適用されました。本稿では、電子提供制度開始初年度の各社における対応を振り返りつつ、2年目以降、電子提供制度を踏まえた工夫を行う企業の増加を見越した、今後の招集通知作成のポイントを解説します。

IR

世界のカーボンプライシング制度の動向

ニッセイ基礎研究所 原田 哲志

世界各国で二酸化炭素の排出へ課税するカーボンプライシングの導入が続いている。日本でも炭素税や排出権取引から成るカーボンプライシングの導入が決定されたが、排出量削減と経済成長を両立する制度設計が課題となっている。成長に資するカーボンプライシングを実現するためには、脱炭素に向けた企業独自の設備投資や研究開発への取組みを削ぐものであってはならず、脱炭素に向けた投資やイノベーションを促す仕組みを構築する必要があるだろう。

インパクトマネジメントに関する試論

一 経営戦略における統合的ロジックモデルの活用に向けて 一

株式会社IMPACTLAKE CEO 関野 麗於直

野村アセットマネジメント株式会社 責任投資調査部長 今村 敏之

明治大学商学部教授 三和 裕美子

本稿では、企業が経済的価値と社会的価値を両立したサステナブル経営を実現する上で、今後益々重要になるインパクトマネジメントの手法について提言する。これまでインパクトマネジメントにおいて提言されてきた手法やその潮流に関して考察した上で、企業や投資家がインパクトマネジメントをする上での実務的課題について言及する。また、それら現状や課題を踏まえた実務的手法について提言を行う。具体的には、インパクトを汎用的に定量化可能なインパクト加重会計の枠組みを活用しつつ、企業活動による波及効果の可視化や事業戦略及び価値創造ストーリーの明示が可能なロジックモデルを統合することで、実用可能性を高めるものである。さらに、同手法を具体的に個別領域に適用し、手法の有用性と課題について議論するものである。

IR実務でのテクノロジー進化

～近年の効率化サービスの紹介と今後の生成AIの可能性～

株式会社エクスイザーズ コーポレート統括部IR部長 神山 光

IR (Investor Relation) 業務について、現役の実務家の立場からIR Tech (IRに活用できるテクノロジー) を概観し、さらに生成AIの登場で想定されるIR業務の未来を推定する。企業の管理部門業務のなかでもこれまでIR職はテクノロジーや外部サービスの導入機会の少なかったが、コロナ禍のワークスタイルの変化、そしてホワイトカラー系の業務に影響を与える生成AIの普及を契機として、IR Techの利活用の促進と、IR担当とAIの協業体制が深まる可能性が高いと考える。

統合報告書発行状況調査2023中間報告 抜粋

株式会社宝印刷D&IR研究所 主任研究員 公認会計士 高橋 将光

当レポートでは、ESG/統合報告研究室が毎年2回発行している統合報告書発行状況調査のうち、2023年9月末時点の発行状況に関して、内容を抜粋して報告する。調査は、2023年9月末時点の母集団622社全てを対象とした属性調査と、日経225銘柄のうち狭義の統合報告書を発行している152社を対象とした詳細調査に分けている。

日本版ベネフィット・コーポレーションの法制化と会社法上の論点

～株主利益最大化の原則についての議論を踏まえて

鈴木総合法律事務所 弁護士 鈴木 仁史

2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、民間で公的役割を担う新たな法人形態を創設する必要性について検討する方針が打ち出され、ベネフィット・コーポレーションが取り上げられている。ベネフィット・コーポレーションは「会社は誰の利益のために経営されるべきか」という会社法の根源的問題ともかかわるところであり、わが国において導入する場合の会社法上の論点について検討する。

取引所

第1・第3四半期決算短信の開示について

公認会計士 事業創造大学院大学教授 鈴木 広樹

第1・第3四半期報告書の廃止が決まり、2024年4月1日以後始まる第1・第3四半期の開示は四半期決算短信に一本化されることになる。本稿では、本稿執筆時点でわかっている第1・第3四半期決算短信の開示について解説する（本稿執筆時点で公表されている内容に基づいているため、今後変更される可能性がある）。

適切な適時開示の実施に向けて

株式会社東京証券取引所上場部開示業務室ディスクロージャー企画グループ統括課長 渡辺 隆

適時開示制度の概要や実務対応上の要点について解説するとともに、東京証券取引所が提供している適時開示実務のサポートの内容をご案内しています。また、適時開示が適切になされなかった事例の状況等もご紹介していますので、適時開示を適切に実施していくためにお役立てください。